

1 制度概要

- 介護サービス情報の公開制度は、利用者の権利擁護，サービスの質の向上等に資する情報提供の環境整備を図るため，介護保険法第115条の35第1項の規定に基づき，介護サービス事業者に対し，その提供する介護サービスに係る介護サービス情報の公表を義務づけたもの。
- 介護保険サービス事業者は，当該サービスを提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県に報告し，報告を受けた都道府県知事は厚生労働省令で定めるところにより当該報告の内容を公表する仕組み。（報告は原則インターネットによる）
- 都道府県知事は，報告に関して必要があると認めるときは，当該報告をした介護サービス事業者に対し調査を行うことができる。（介護保険法第115条の35第3項）

■調査の対象となる場合 <鹿児島県介護サービス情報公表制度調査指針>

- ①報告内容に虚偽が疑われる場合
- ②公表内容について，利用者等から通報があった場合

2 対象となる事業者

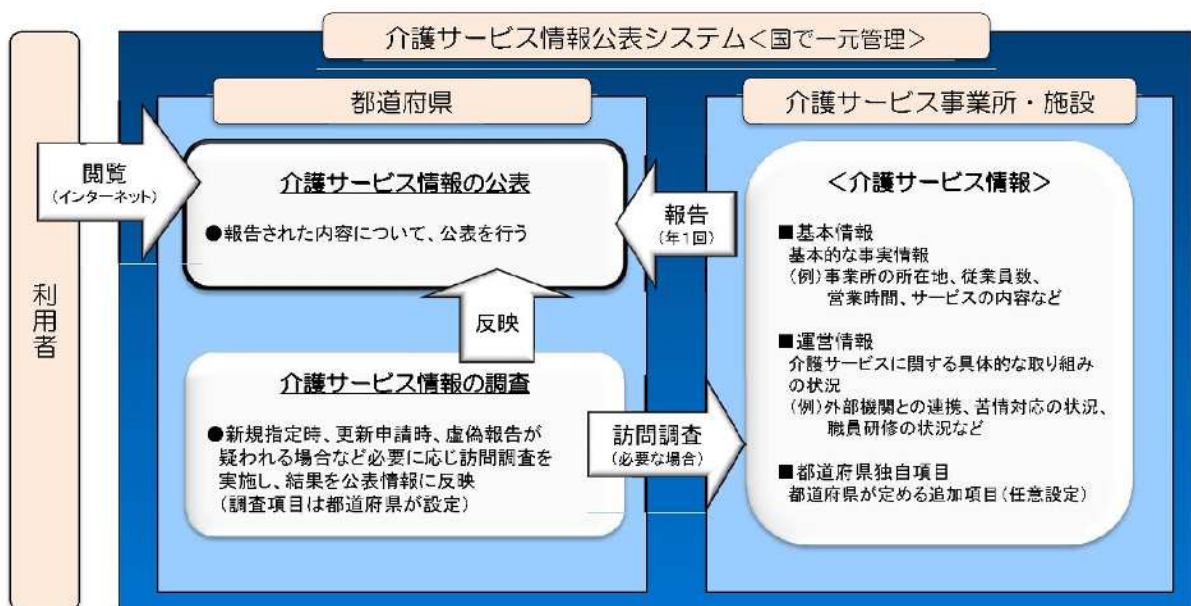
- ・ 公表の基準日（公表年度の4月1日）前の1年間において，利用者負担金を含む介護報酬の金額が100万円を超える事業者・・・（既存事業者）
- ・ 基準日以降，新たに指定・許可を受けて介護サービスの提供を開始しようとする事業者・・・（新規事業者）

3 対象となる介護サービス及び事業者数・・・別紙のとおり

介護サービス情報の公表制度の仕組み

【趣旨】
○利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が公表する。

【ポイント】
○介護サービス事業者は年一回直近の介護サービス情報を都道府県に報告する。
○都道府県は事業所から報告された内容についてインターネットで公表を行う。また，都道府県は報告内容に対する調査が必要と認める場合，事業所に対して訪問調査を行うことができる。（都道府県は調査にかかる指針を定める）



出典：厚生労働省 HP

介護サービス情報公表制度（公表対象サービス）

*予防を含む

サービス種類	
1	訪問介護
2	訪問入浴介護 *
3	訪問看護 *
4	訪問リハビリテーション *
5	通所介護
6	療養通所介護
7	通所リハビリテーション *
8	福祉用具貸与 *
9	短期入所生活介護 *
10	短期入所療養介護(老健併設) *
11	短期入所療養介護(医療併設) *
12	認知症対応型共同生活介護
13	特定施設入居者生活介護*
19	地域密着型特定施設入居者生活介護
22	特定福祉用具販売 *
23	居宅介護支援
24	介護老人福祉施設
25	介護老人保健施設
26	介護療養型医療施設
27	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
28	夜間対応型訪問介護
29	認知症対応型通所介護 *
30	小規模多機能型居宅介護 *
31	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
32	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)
33	地域密着型通所介護
34	介護医療院
35	短期入所療養介護(介護医療院) *
計	



スマホ、PCでカンタン検索!



介護 公表

検索

クリック



介護サービス情報 公表システム



介護事業所を
探せます!

厚生労働省の「介護サービス情報公表システム」は、
全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、
インターネットで自由に検索・閲覧できるシステムです。
さまざまな「サービス」や「介護サービス事業所」を
自由に選択できる『介護保険制度』の利用にあたって、
ぜひご活用ください。



『介護サービス情報公表システム』ではどんなことができるの？

- 知りたい地域の介護サービス事業所をネット上でいつでも自由に探すことができます。
- 「介護事業所」に加え「地域包括支援センター」「生活支援等サービス」「認知症に関する相談窓口」などの生活関連情報をホームページでまとめて検索できます。
- 介護サービス事業所の基礎データや特色がわかります。
- 複数の介護サービス事業所の基礎データを比較検討できます。